

65歳で年金の繰下げ受給を選択したら 受給開始時にもう一度請求手続きが必要？



年金の繰下げ受給をするかどうかは65歳時に決めるんだよね？ 繰り下げた年金の受給を始めるときには何か手続きが必要なの？



年金受給を開始するときに、年金請求書の提出が必要だよ。65歳時に繰下げ選択をしても、改めて請求手続きが必要だから忘れないようにね。



ユウ：65歳からの年金の受け取り方には4つのパターンがあるんだよね。

- コウタ**：① 老齢基礎年金も老齢厚生年金も65歳から受給
 ② 老齢基礎年金は65歳から受給、老齢厚生年金を繰り下げる
 ③ 老齢厚生年金は65歳から受給、老齢基礎年金を繰り下げる
 ④ 老齢基礎年金も老齢厚生年金も繰り下げる(66歳以降受給)の4つだね。①～③を選ぶ場合は事前に日本年金機構から送られてくるはがき形式の請求書にチェックを入れて返送するんだよ。

ユウ：両方の年金を繰り下げる場合はどうするの？

コウタ：その場合は請求書のはがきを返さないでおくんだよ。

ユウ：両方の年金を65歳から受けるときと、どちらか一方の年金を65歳から受けるときは請求手続きが必要だから年金請求書を返送するってことだね。繰下げを選択した年金の請求書はまだ出さなくていいだね。

コウタ：繰下げ受給を選択した年金に関しては請求を保留しているわけだから、受け始めるときには、その請求手続きが必要になるんだよ。

■ 65歳時の年金請求書

年金請求書
 希望する年金の受取方法について下枠内のいずれかをチェックしてください。

1	<input type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰り下げ受給)
3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰り下げ受給)
4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰り下げ)請求予定 ※ 以降の請求書でも

■ 老齢年金の支給繰下げ請求書(抜粋)

老齢基礎年金/老齢厚生年金
 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方または、老齢基礎年金/老齢厚生年金の受給権者が、66歳以降に老齢基礎年金/老齢厚生年金をさかのぼって請求するときまたは、繰り下げて受けようとする方の請求書。

希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

⑥ 老齢厚生年金の受取方法
 老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
 老齢厚生年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。
 老齢厚生年金を66歳以降に受け取ります。受給開始日の前月の翌日から受け取ります。

⑦ 老齢基礎年金の受取方法
 老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
 老齢基礎年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。
 老齢基礎年金を66歳以降に受け取ります。受給開始日の前月の翌日から受け取ります。

⑧ 生計維持申立
 上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。
 上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。

ユウ：繰り下げた老齢基礎年金や老齢厚生年金を受け始めたいときは、どんな手続きが必要なの？

コウタ：支給繰下げ請求書に必要な書類を添えて年金事務所に提出するんだ。支給繰下げ請求書は日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできるよ。

ユウ：繰り下げた年金はいつから受け始めていいの？

コウタ：66歳以降ならいつでも好きなタイミングで繰下げ請求できるけど、繰下げできる年齢には上限があって75歳までに請求しなければいけないよ。

ユウ：増額率は1ヵ月当たり0.7%だよ。66歳0ヵ月で請求すると8.4%増額、75歳0ヵ月で請求すると84.0%*増えるってことだね。

コウタ：75歳0ヵ月以降に請求しても増額率はそれ以上増えないから、請求手続きを忘れないようにしないとね。

繰下げ受給の増額率 = 0.7% × 65歳になった月から繰下げ申し出月の前月までの月数

* 昭和27年4月2日以降生まれの人に適用。昭和27年4月1日以前生まれの人の増額率の上限は42% (70歳以降は一定) です。